

平成22年度

(第1回)

武蔵村山市生涯学習推進会議資料

平成22年8月5日

生涯学習推進会議

報告事項1 武蔵村山市における生涯学習のあゆみ

このことについて、次のとおり報告します。

市の生涯学習の主なあゆみ

年 月	内 容
3年6月	庁内に「生涯学習推進会議」を設置
5年12月	生涯学習推進会議が「武蔵村山市の生涯学習のあり方について」の調査・報告書を提出
9年10月	行政改革により「社会教育部」を「生涯学習部」に改正
10年4月	「武蔵村山市生涯学習推進委員会設置要綱」を整備し、学識経験者・団体代表・公募委員からなる委員会を発足
11年12月	生涯学習推進委員会「武蔵村山の生涯学習を推進するために」(提言)を報告
12年4月	「武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱」を整備し、本部長に市長、副本部長に助役、収入役、教育長が就任
7月	「生涯学習に関する市民意識調査」を実施
11月	生涯学習推進本部において、平成13年度事業として「生涯学習ガイドブック」の発行、「出前講座」の実施について承認される。
13年3月	「武蔵村山市生涯学習推進計画」を策定
13年5月	「武蔵村山市出前講座むさしむらやま塾実施要綱」を制定
6月	「出前講座むさしむらやま塾」受付開始
〃	「武蔵村山市生涯学習ガイドブック」を発行
14年3月	「武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱」を整備
14年10月	生涯学習推進会議委員10人に委嘱。研究課題「地域の特色を生かした生涯学習のあり方について」について第1回会議を開催
15年6月	研究課題「地域の特色を生かした生涯学習のあり方について」について報告。 「生涯学習市民学園構想」により、「生涯学習市民学園まつり」を提案。
16年4月	第2期生涯学習推進会議スタート
7月	第1回「生涯学習市民学園まつり」開催
8月	生涯学習推進本部において、第2次生涯学習推進計画について協議を行う。
17年3月	第2回「生涯学習市民学園まつり」開催 研究課題「市民主体の生涯学習社会の実現めざして」について報告。
17年4月	生涯学習推進会議に対して「武蔵村山市第2次生涯学習推進計画」について意見を求める(延べ3回)
7月	第3回「生涯学習市民学園まつり」開催

18年3月	第4回「生涯学習市民学園まつり」開催 「武蔵村山市第2次生涯学習推進計画」を策定
18年4月	第3期生涯学習推進会議スタート
10月	第5回「生涯学習市民学園まつり」開催
19年3月	第6回「生涯学習市民学園まつり」開催
19年9月	第7回「生涯学習市民学園まつり」開催
20年3月	第8回「生涯学習市民学園まつり」開催 研究課題「武蔵村山市の生涯学習活動における人材について」報告。
20年4月	第4期生涯学習推進会議スタート
9月	第9回「生涯学習市民学園まつり」開催
21年3月	第10回「生涯学習市民学園まつり」開催
21年10月	第11回「生涯学習市民学園まつり」開催
22年3月	第12回「生涯学習市民学園まつり」開催 研究課題「地域の特色を生かした生涯学習のあり方について」報告
22年8月	第5期生涯学習推進会議スタート

参考資料

- (1) 平成22年度武蔵村山市出前講座むさしむらやま塾パンフレット
- (2) 「地域の特色を生かした生涯学習のあり方」について（平成15年）
- (3) 市民主体の生涯学習社会の実現を目指して（平成17年）
- (4) 武蔵村山市の生涯学習活動における人材について（平成20年）
- (5) 「地域の特色を生かした生涯学習のあり方」について（平成22年）

報告事項 2 生涯学習推進会議の所掌事務について

このことについて、次のとおり報告します。

資 料

- (1) 武蔵村山市第2次生涯学習推進計画
- (2) 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱
- (3) 武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱

議題1 生涯学習推進会議議長の選出について

武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱（平成14年3月26日武蔵村山市訓令（乙）第6号）第5条第2項の規定に基づき議長を互選する。

議長 _____

（参考）

◎ 武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱（抄）

（議長及び副議長）

第5条 推進会議に、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選による。

3 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

議題 2 生涯学習推進会議副議長の選出について

武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱（平成14年3月26日武蔵村山市訓令（乙）第6号）第5条第2項の規定に基づき副議長を互選する。

副議長 _____

（参考）

◎ 武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱（抄）

（議長及び副議長）

第5条 推進会議に、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選による。

3 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

議題3 平成22年度・23年度調査・研究課題について

武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱（平成14年3月26日武蔵村山市訓令（乙）第6号）第1条及び第2条の規定に基づき、次の課題について意見を求める。

検討課題 「 」

報告期日 平成23年12月末日

資料

（4）武蔵村山市第三次生涯学習推進計画策定までの流れ

（参考）

◎ 武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱（抄）
（設置）

第1条 武蔵村山市における生涯学習の推進に関し必要な事項を調査研究するため、武蔵村山市生涯学習推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、本部長(武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱（平成12年武蔵村山市訓令(甲)第9号)第3条第1項の本部長をいう。以下同じ。)の求めに応じ、生涯学習の推進に関し必要な事項を調査研究する。

その他

次回の日程について

日 時 平成22年 月 日 () 時から
場 所 さくらホール (市民会館内)

10月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30